

第48号議案

豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について

豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月1日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

一部の学校施設について、老朽化が著しく、利用実態もないことから施設利用等の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市立学校施設の開放に関する条例（平成17年豊後大野市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

別表第1(3)の表クラブハウスの項を削る。

別表第2(3)の表を次のように改める。

(3) 緒方町の区域

施設の名称		利用単位		使用料
屋外運動場		1時間		110円
屋内運動場	小学校	1時間	半面	280円
			全面	550円
	中学校	1時間	1/3面につき	280円
専用講堂		1時間		1,100円

別表第3クラブハウスの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。